

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

曾於市長 五位塚 剛

市町村名 (市町村コード)	曾於市 (462174)
地域名 (地域内農業集落名)	深川地区 (徳留,前田,上之馬場,村山,前田下,前田上,迫下,深川西後,深川西前,新武田,迫,武田,宇都之上,深川東,寺園,深川南,寺園,国原東,後迫,国原西,西柳井谷,中崎,鶴木,南柳井谷,下柳井谷,堂園上,中柳井谷,後柳井谷,蓑原,新田,元柳井谷,上柳井谷,外園後,上堂園,新原,原口,堂園,外園前,柳迫,森田,原口東,深川北,前川内,前川内西,種子田上,種子田,小倉,友常,畠ヶ山,坂下,通山,外園中,原口西,内村,中原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月28日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域特有の高土手や不整形で区画の狭い農地が多く大型機械が入らないために借り手の見つからず荒れていく農地も増えている。また、鳥獣被害も増えており、山に近い農地では電気柵の設置等が必須となる農地が多い。それとともに、担い手の高齢化も進んでおり遊休農地の更なる増加が懸念されることから、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:388人(うち50歳代以下32人)、団体経営体:23経営体、認定農業者:77人、基本構想水準到達者:33人、畜産農家67戸

主な作物:水稻、飼料作物、甘藷、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の規模拡大・省力化を目指すためにも区画整理等による大区画化が必要である。

また、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。農業の効率化のためスマート農業の導入を検討していても一部GPSが圏外の地区もありそちらの整備も進めていきたい。

地区内外から企業や個人を積極的に誘致できる体制づくりを行いたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	684 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	684 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考え、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・農道の整備(拡幅)を現在の地域計画の地域を細分化して話し合い活動を行って行きたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①山に隣接している農地ではイノシシ被害が増加している。目撃情報や被害情報があった際には速やかに対応できる体制を構築することで周辺への被害を防ぐとともに、市の電気柵設置補助金制度等を利用して防除するとともに、捕獲人材の確保・育成を進める。				